

第6号様式別表2の6記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）において生じた還付対象欠損金額について、法第53条第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付対象欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象還付対象欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「還付対象欠損金額①」	還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7(2)）の3の「当期分」の欄の金額及び6の「当期分」の欄の金額の合計額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第26項の規定による控除は、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象還付対象欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第53条第28項に規定する被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該控除対象欠損金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) この明細書の⑤の「計」及び第6号様式別表2の5の④の「計」の各欄の金額の合計額 (2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額	

第6号様式別表2の7記載の手引

1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第53条第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類（連結親法人が最初連結事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7の2付表1）の写し、連結親法人の設立後に連結子法人が設立されたことを確認することができる書類等）も併せて添付してください。

(2) 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第7項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定による控除は、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度において1(1)に掲げる書類を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.9。最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.4。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人	

	<p>(イ) この明細書の⑤の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額</p> <p>(ロ) 第6号様式別表1の8から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額</p> <p>(2) 第6号様式別表1の3を提出する法人</p> <p>(イ) この明細書の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額</p> <p>(ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額</p>	
--	--	--

第6号様式別表2の8記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第53条第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第10項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属税額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定による控除は、控除対象個別帰属税額の生じた連結事業年度以後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	

第6号様式別表5記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年旧法」といいます。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人、政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号ロに掲げる事業と同項第3号又は第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限ります。）にあつては、同項第1号ロに掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号又は第4号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第3号イに掲げる法人に限ります。）にあつてはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計算書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 」 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
4「所得金額又は個別所得金額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人については、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額に加算した金額を、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を同明細書の42の欄の金額に加算した金額を記載します。	
5「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額②」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は令和2年旧法人税法第81条の7の規定によ	

	り納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
6「損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額③」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の34の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、当該分配時調整外国税相当額を記載します。したがって、法人税法第41条の2又は令和2年旧法人税法第81条の8の2の規定により納付した分配時調整外国税相当額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
7「損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額④」	法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。)を記載します。	
8「損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額⑤」	①の欄の金額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額又は個別外国法人税の額を記載します。	
9「益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額⑥」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の37の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の44の欄の金額を記載します。	
10「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額⑦」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額⑧」	法人税法第62条第2項又は第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の38の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の45の欄の金額を記載します。	
11「益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑨」	法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の各欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。	
12「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額⑩」	連結申告法人以外の法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額(ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を、連結申告法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された個別外国法人税の額(ただし、減額された個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課された外国法人税の額を記載します。
13「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑪」	法第72条の24前段に規定する方法(区分計算)により事業税に係る所得計算をする法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額(ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を、連結申告法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された個別外国法人税の額(ただし、減額された個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を記載します。	
14「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑫」	租税特別措置法第67条の14第1項又は第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
15「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑬」	租税特別措置法第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
16「外国の事業に帰属する所得⑭」	法第72条の24前段に規定する方法(区分計算)により事業税に係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額(⑩の欄の金額)を減算した額を、同条後段に規定する方法(従業者数按分)によ	

	り事業税に係る所得計算をする場合には㉑の欄の金額を記載します。	
17「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉒」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
18「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉓」	法人税法第59条又は令和2年旧法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の㉑の欄、同表の㉒の欄又は第6号様式別表11の㉑の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
19「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額㉔」	租税特別措置法第59条第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第59条第1項若しくは第2項若しくは第68条の62第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
20「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額㉕」	租税特別措置法第61条の2第1項又は令和2年旧措置法第61条の2第1項若しくは第68条の64第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額㉖」	租税特別措置法第61条の3第1項又は令和2年旧措置法第61条の3第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額㉗」	租税特別措置法第57条の7第1項又は令和2年旧措置法第57条の7第1項若しくは第68条の57第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
23「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額㉘」	租税特別措置法第57条の7の2第1項又は令和2年旧措置法第57条の7の2第1項若しくは第68条の57の2第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
24「再投資等準備金積立額の損金算入額㉙」	震災特例法第18条の3第1項又は令和2年旧震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
25「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額㉚」及び「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額㉛」	租税特別措置法第66条の13又は令和2年旧措置法第68条の98の規定の適用を受ける法人が記載します。	
26「非課税所得の区分計算」(㉜から㉞までの各欄)	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載します。	
27「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉟」及び「期末の総従業者数㊱」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日)現在における従業者の数により記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。 (2) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載	(1) 法第72条の24前段に規定する方法(区分計算)により事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。 (2) (4)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除いた数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>します。</p> <p>(3) 非課税事業を併せて行う法人にあつては、非課税事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。</p> <p>(4) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉗の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p>	
28「外国から生ずる事業所得㉙」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉗の欄に転記します。	
29「鉱物の掘採事業の所得」（㉚から㉜までの各欄）	㉚の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉗の欄に転記します。	㉚から㉜までの各欄は、鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する必要がありません。

第6号様式別表5の2記載の手引

1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式~~表5~~、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。

(2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「収益配分額の計算」 (①から④までの各欄)	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
4 「単年度損益⑤」	(1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、この欄を「(別表5⑭-同表⑥)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。)第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑨)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下「令和2年旧震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。

	<p>る法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(6) 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第59条の2若しくは第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4）の33又は法人税の明細書（別表4の2付表）の41の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合には当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合には当該額を減算した金額を記載します。</p> <p>(7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（2の3））の10の欄から23の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2（2）付表1）の8の計の欄から26の欄を控除した金額を加算した金額を記載します。</p> <p>(8) 第6号様式別表5の㉔から㉗まで及び㉙の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉘に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載します。</p>	
5「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合には、⑦から⑩までの各欄に記載する必要はありません。	
6「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	
7「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9「雇用者給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の㉔、第6号様式別表5の6の2の㉕又は第6号様式別表5の6の3の㉖の各欄の金額を記載します。	
10「資本金等の額⑫」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。）とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の②の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑤の欄の金額 (3) 法第72条の21第1項各号の規定若しくは第2項又は令和2年旧法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人（(6)に掲げる場合を除きます。） 第6号様式別表5の2の3の⑧の欄の金額 (4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項、第11項及び第12項又は令和2年旧法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第18項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規	清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです。）。

	<p>定する金額</p> <p>(5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円</p> <p>(6) 課税標準の特例（法附則第9条第17項）の規定の適用を受ける法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額</p> <p>(イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄の金額</p> <p>(ロ) 法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける場合 第6号様式別表5の2の3の㉑の欄の金額</p> <p>(7) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉑の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄の金額のいずれか大きい方の額</p>	
11「当該事業年度の月数⑬」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>また、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。</p>	
12「⑫×⑬/12 ⑭」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
13「控除額計⑮」	<p>次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の㉒の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉓の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の㉔の欄の金額</p> <p>(4) 法第72条の21第6項又は令和2年旧法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の㉕の欄の金額</p>	
14「⑯のうち1,000億円以下の金額⑰」、「⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額」×50/100⑱及び「⑯のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額」×25/100⑲」	<p>(1) ⑯の欄の金額が1,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を⑰の欄に、⑯の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑰及び⑱の各欄に、⑯の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円（その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額）以下の金額に区分して、それぞれ⑰、⑱及び⑲の各欄に記載します。</p> <p>(2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉒」及び「計㉓」	<p>法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>

	<p>して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑳」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数のうち同項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、「計㉒」の欄には、㉑欄、㉒欄及び㉓欄の合計を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合</p> <p>(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合</p> <p>(3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合</p> <p>(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合</p>	
16「課税標準となる資本金等の額㉔」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額㉕」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	資本金の額又は出資金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
18「当期中の減少額㉖」及び「当期中の増加額㉗」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の欄は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する計算書」に記載したところに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の㉘の欄若しくは㉙の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉚の欄若しくは㉛の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉜の欄若しくは㉝の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	

第6号様式別表5の2の2記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・ 法第72条の2第1項第3号・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「報酬給与額①」、「純支払利子②」、「純支払賃借料③」及び「単年度損益④」	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③、第6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金額をそれぞれ記載します。	
4 「付加価値額①+②+③+④⑤」	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④を計算します。	
5 「2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算」の各欄	特定内国法人が記載します。	
6 「外国の事業に帰属する報酬給与額⑥」、「外国の事業に帰属する純支払利子⑦」、「外国の事業に帰属する純支払賃借料⑧」及び「外国の事業に帰属する単年度損益⑨」	(1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥の欄には外国の事業に帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑧の欄には外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金額を、それぞれ記載します。 (2) 法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥から⑧までの各欄には①から③までの各欄の金額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑩の欄の金額の合計額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載します。これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
7 「外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法」	法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「区分計算」を、区分計算によることが困難で法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「従業者数按分」を○印で囲んで表示します。	
8 「外国の事業に帰属する付加価値額⑥+⑦+⑧+⑨⑩」	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨を計算します。	
9 「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」及び「期末の総従業者数⑫」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）若しくは第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 (1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人で、かつ、第6号様式別表5の2の3の⑧の欄の金額の計算にあたり従業者数を用いないで計算する法人は記載する	

	<p>* 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。</p> <p>(2) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。</p> <p>(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、事業税を課されない事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。</p> <p>(4) 第6号様式別表5の㉗及び第6号様式別表5の㉘の各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の人数を㉙及び㉚の各欄にそれぞれ転記します。</p> <p>(5) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p>	<p>必要はありません。</p> <p>(2) (5)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>10 「3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算」の各欄（㉓から㉚までの各欄）</p>	<p>(1) ㉓、㉔又は㉕の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(2) ㉖、㉗又は㉘の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(3) ㉙及び㉚の各欄は、第6号様式別表5の㉑及び第6号様式別表5の㉒の各欄の金額をそれぞれ転記します。</p> <p>(4) ㉓、㉔又は㉕の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉖、㉗又は㉘の各欄にそれぞれ転記します。</p>	<p>非課税事業を併せて行う法人が記載します。</p>
<p>11 「報酬給与額㉓」、「純支払利子㉔」及び「純支払賃借料㉕」</p>	<p>㉓の欄には㉑の欄の金額から㉒の欄の金額及び㉔の欄の金額を控除した金額を、㉔の欄には㉑の欄の金額から㉒の欄の金額及び㉓の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を、㉕の欄には㉑の欄の金額から㉒の欄の金額及び㉔の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。</p>	

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで（無償増資等及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定）若しくは第2項（資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準）、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第7項まで又は第17項）、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26（非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (3) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (4) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄 （③及び④、⑭及び⑮、⑳から㉑までの各欄）	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）若しくは第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 ㉒又は㉓の欄の金額	収入金額課税事業を併せて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下5まで同じです。）。
4「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
5「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」及び「期末の総従業者数④」	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）にあつては、③の欄には収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合</p>	
6「月数按分後の資本金等の額⑤」	<p>次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人</p> <p>(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人</p>	<p>特定内国法人若しくは非課税事業を併せて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下11まで同じです。）。</p>
7「外国の事業に係る控除額⑧」	<p>(1) 第6号様式別表5の2の⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であつて、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)以外の法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の⑩の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の⑩」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
9「課税標準の特例に係る控除額⑪」	<p>特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であつて、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、⑯の欄の金額を記載します。</p>	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属	<p>(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を</p>	<p>法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属す</p>

<p>する付加価値額の割合⑬」</p>	<p>併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(2) この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>る付加価値額を計算する内国法人は記載する必要はありません。</p>
<p>11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」</p>	<p>(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。</p> <p>(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑮の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合</p>	<p>(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>12「資本金等の額⑯」</p>	<p>法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の⑳の欄の金額を記載します。</p>	<p>法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が記載します（以下14まで同じです。）。</p>
<p>13「法第72条の21第1項第1号に係る加算㉑」</p>	<p>法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人が記載します。</p>	
<p>14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除㉒」</p>	<p>次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額</p> <p>(2) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）</p>	

	を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額	
15「資本金の額⑳」及び「資本準備金の額㉑」	第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉑の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
16「資本金の額㉒」	課税標準の特例(法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉒の欄の金額を記載します。	課税標準の特例(法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人が記載します(17において同じです。)
17「法附則第9条第1項に係る額㉓」	法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
18「月数按分後の資本金等の額㉔」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の㉔の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ㉑の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額	課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を受ける法人が記載します(以下21まで同じです。)
19「課税標準の特例に係る控除割合㉕」	課税標準の特例(法附則第9条第4項から第6項まで及び第17項)の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額㉖」	課税標準の特例(法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時点における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額㉗」	課税標準の特例(法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。	
22「課税標準の特例に係る控除額㉘」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
23「月数按分後の資本金等の額㉙」	第6号様式別表5の2の㉙の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	外国法人が記載します(以下26まで同じです。)
24「外国の事業に係る控除額㉚」及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額㉛」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
25「期末の総従業者数㉜」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
26「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数㉝」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉞」	次に掲げる場合に該当する場合には、㉝の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業(以下「非課税事業等」といいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉞の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合 (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

(3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合
--

第6号様式別表5の2の4記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第6項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

また、出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「総資産の帳簿価額」 （①及び⑤の欄）	当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は令和2年旧法第72条の26ただし書の規定により申告する場合にあっては、法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書に規定する期間に係る決算）に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表」といいます。）に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除した額）を記載します。なお、税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含めて記載してください。	法人税の明細書（別表8(1)）を提出している法人にあっては、同明細書の27の欄の金額を参考に記載します。
2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」（②及び⑥の欄）	各事業年度に係る政令第20条の2の22又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の2の22（一定の持株会社の資本金等の額の算定）に係る各号に掲げる金額がある場合に、政令第20条の2の22第1号から第4号まで又は令和2年旧政令第20条の2の22第1号及び第2号に掲げる金額の合計額を記載します。	②及び⑥の欄に記載した金額の内訳書（政令第20条の2の22第4号に掲げる金額を除きます。）を添付してください。 なお、政令第20条の2の22第4号に掲げる金額については、「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑭+⑮」の「計」及び「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑳+㉑」の「計」の各欄の金額となります。
3 「特定子会社の株式等の帳簿価額」（④及び⑧の欄）	④の欄には⑯の欄の金額を、⑧の欄には㉒の欄の金額を、それぞれ記載します。	
4 「総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合⑨」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	この割合が50%以下の場合には、この計算書は提出できません。
5 「特定子会社の株式等に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「特定子会社の明細」の各欄	法第72条の21第6項第2号に規定する特定子会社（以下「特定子会社」といいます。）について記載します。	
7 「特定子会社が保有する自己株式等の数⑫」及び「特定子会社が保有する自己株式等の数⑬」	⑪又は⑰の各欄の数のうち、特定子会社が保有する自己の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。	
8 「直接又は間接に保有する株式等の数⑭」及び「直接又は間接に保有する株式等の数⑮」	⑪又は⑰の各欄の数のうち、この計算書を提出する法人が直接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。	例えば、A法人がB法人の発行済株式等の総数の50%を超える数を保有し、かつ、B法人がC法人の発行済株式等の総数50%を超える数を保有している場合、A法人はC法人の株式等を「間接に保有する」といい、C法人はA法人の特定子会社であることとなります。
9 「持株割合」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	この割合は必ず50%を超えることとなります。

<p>10「直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額」の各欄</p>	<p>貸借対照表に計上されている特定子会社の株式等の帳簿価額をそれぞれ記載します。</p> <p>なお、特定子会社の株式等の帳簿価額は、法人税の所得の計算の例により金額を記載します。したがって、例えば会計上特定子会社の株式等の帳簿価額を減額し、法人税の所得の計算上損金否認された金額がある場合には、貸借対照表に計上された特定子会社の株式等の帳簿価額に当該損金否認された金額を加算した額となります。</p>	
<p>11「特定子会社に対する貸付金額⑭」及び「特定子会社に対する貸付金額⑯」並びに「保有する特定子会社発行社債の金額⑰」及び「保有する特定子会社発行社債の金額⑱」</p>	<p>貸借対照表に計上されている特定子会社に対する貸付金額及びこの計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の金額をそれぞれ記載します。</p>	

第6号様式別表5の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「役員又は使用人に対する給与」の各欄	(1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。 (2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）に係るものは含めないで記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記載します。	(1) 小規模な事務所等については、「備考」の欄にその旨を記載し、他の事務所等と一括記載して差し支えありません。 (2) 外国の事務所等については、国ごとに一括記載して差し支えありません。 (3) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）若しくは第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における役員及び使用人の数を記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
6 「給与の額」	法第72条の15第1項第1号又は令和2年旧法第72条の15第1項第1号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算	

	上損金の額に算入されるべきもの)を記載します。	
7「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに記載が困難なもので加算すべきもの(出向先法人が出向元法人に対して支払った給与負担金等)又は減算すべきもの(出向元法人が出向先法人から受け取った給与負担金等)がある場合に記載します。	「備考」の欄に加減算項目の主な内容及び金額を記載します。
8「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。	
9「役員又は使用人のために支出する掛金等」の各欄(1から17まで)	<p>法第72条の15第1項第2号又は令和2年旧法第72条の15第1項第2号に規定する金額(当該事業年度において役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの)について、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。</p> <p>(1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の3第1項第1号に掲げる金額</p> <p>(2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 同項第2号に掲げる金額</p> <p>(3) 企業型年金規約に基づく事業主掛金 同項第3号に掲げる金額</p> <p>(4) 個人型年金規約に基づく掛金 同項第4号に掲げる金額</p> <p>(5) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第5号に掲げる金額</p> <p>(6) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第6号に掲げる金額</p> <p>(7) 存続厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8の欄の金額から9の欄の金額を控除した金額</p> <p>(8) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第73号)附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の4第1項第6号括弧書の規定を適用する前の同号に掲げる金額</p> <p>(9) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額</p> <p>(10) 適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料 政令第20条の2の3第1項第7号に掲げる金額</p> <p>(11) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額 法人税法施行令附則第16条(適格退職年金契約の要件等)第1項第9号イに掲げる金額</p> <p>(12) 適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額 同号ロに掲げる金額</p> <p>(13) 適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額 同号ハに掲げる金額</p> <p>(14) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額 同号ニに掲げる金額</p> <p>(15) 適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額 同号ホに掲げる金額</p> <p>(16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号ヘに掲げる金額</p> <p>(17) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額</p>	11から17までの各欄については、1から10までの各欄の金額に11から17までの各欄の金額が含まれている場合にのみ記載します。
10「派遣元に支払う金額の合計⑦」、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計⑨」及び「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」	第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③の欄の金額をそれぞれ記載します。	

11 「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
12 「⑨－(⑩×75/100) ⑪」	<p>(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	

第6号様式別表5の3の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の15第2項各号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
2 「第1号・法第72条の2第1項第3号・第4号」に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「労働者派遣等を受けた法人」の各欄	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）第26条第1項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいいます。）又は船員派遣（船員職業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。）を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者（以下「派遣元」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
4 「労働者派遣等をした法人」の各欄	労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣又は船員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を受けた者（以下「派遣先」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 派遣先が法人以外のものについては、その他として一括記載して差し支えありません。 (2) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計②」及び「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「派遣をした者（派遣元）」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者（派遣先）」の「住所又は所在地」	派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載します。	
6 「派遣元に支払う金額」	法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額（当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
7 「派遣人数」及び「労働時間数」	当該事業年度における派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日	(1) 人数については、労働者派遣契約書又は船員派遣契約書をもとに記載します。 (2) 労働時間数について

	(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの) を記載しても差し支えありません。	は、派遣先にあつては労働者派遣法第42条又は船員職業安定法第86条に規定する派遣先管理台帳を、派遣元にあつては労働者派遣法第37条又は船員職業安定法第77条に規定する派遣元管理台帳をもとに記載します。 (3) 人数及び労働時間数に代えて延べ派遣人数・日数を記載する場合には、備考欄にその旨記載します。
8「派遣労働者等に支払う報酬給与額」	派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法第72条の15第1項各号に掲げる金額を記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めないで記載します。	
9「派遣先から支払を受ける金額」	法第72条の15第2項第2号又は令和2年旧法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役務の提供を受けた者から支払いを受ける金額(当該事業年度において労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払を受ける派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額)を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。

第6号様式別表5の4記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項						
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。							
2 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第72条の2第1項第3号</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4号</td> <td></td> </tr> </table> に掲げる事業	第1号	・	法第72条の2第1項第3号	・	第4号		事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
第1号	・							
法第72条の2第1項第3号	・							
第4号								
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。							
4 「支払利子」及び「受取利子」の各欄	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。						
5 「区分」	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。 (1) 支払利子 (イ) 借入金の利子 (ロ) 社債の利子 (ハ) 手形割引料 (ニ) 利子税及び延滞金（納期限の延長の場合に限ります。） (ホ) その他 (2) 受取利子 (イ) 貸付金の利子 (ロ) 預貯金の利子 (ハ) 公社債の利子 (ニ) 手形割引料 (ホ) 還付加算金 (ハ) その他							
6 「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありません。							
7 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項又は令和2年旧法第72条の16第1項に規定する支払利子の額（当該事業年度において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	各区分ごとに、一の借入先に対する期中の支払利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。						
8 「借入金等の期末現在高」及び「貸付金等の期末現在高」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在の金額をそれぞれ記載します。							

	<p>* 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書の規定による申告にあつては、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額をそれぞれ記載します。</p>	
9「期中の受取利子額」	<p>法第72条の16第1項又は令和2年旧法第72条の16第1項に規定する受取利子の額（当該事業年度において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものの額）を記載します。</p>	<p>各区分ごとに、一の貸付先に対する期中の受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。</p>
10「純支払利子の計算③」	<p>①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。</p>	
11「備考」	<p>(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。</p> <p>(2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。</p> <p>(3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載します。</p>	

第6号様式別表5の5記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「支払賃借料」及び「受取賃借料」の各欄	貸借している土地又は家屋（家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。 (2) 契約において複数の土地又は家屋について賃借している場合には、契約ごとに、各欄に記載して差し支えありません。
5 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」	(1) 土地についてはその用途（例えば、「宅地」、「駐車場」など）を記載します。 (2) 家屋についてはその用途（例えば、「事務所」、「店舗」など）を記載し、当該家屋について名称（ビル名等）があるときは（ ）書きで当該名称を併記します。	
6 「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が更新されている場合には、更新した期間も含めて記載します。	
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項又は令和2年旧法第72条の17第1項に規定する支払賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1年以上であるものの対価として支払うもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の支払賃借料が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
8 「期中の受取賃借料」	法第72条の17第1項又は令和2年旧法第72条の17第1項に規定する受取賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1年以上であるものの対価として支払を受けるもので、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の受取賃借料が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。

		いで記載します。
9「純支払賃借料の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。	
10「備考」	<p>(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載した土地又は家屋の一部を賃借している場合には、その部分（例えば、「ビルの1～3階部分」など）が分かるように記載します。</p> <p>(2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがある場合には、当該内容又は代表的な用途及び箇所（例えば、「業務用駐車場10ヶ所」など）を記載します。</p> <p>(3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げるようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及び金額を記載します。</p> <p>(イ) 土地又は家屋に係る権利金その他の一時金</p> <p>(ロ) 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価として明確かつ合理的に区分されているもの</p>	

第6号様式別表5の6記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条及び第5条の規定による改正前の法（以下「令和4年旧法」といいます。）附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）附則第9条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）の規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合に限ります。）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑩」から「付加価値額からの控除額⑭」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の⑩から⑱の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（28））に記載した23から32までの各欄（連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2（21）付表）に記載した9から19までの各欄）に記載したところに準じて記載します。
- (4) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「新規雇用者給与等支給増加割合④」	③の欄の金額を②の欄の金額で除して計算した割合を記載します。	令和4年旧法附則第9条第13項及び令和2年旧法附則第9条第14項の規定による控除は、④の欄の数値が100分の2以上であることが必要です。
3 「前事業年度又は前連結事業年度⑬」	前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和4年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。 (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑯」までの各欄 連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）第1条及び第2条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和4年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の	

	<p>業者数を⑩の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7「控除対象額⑦」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「事業税を課されない事業等」といいます。）、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に⑮の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑭の欄の金額に⑮の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に⑯の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑭の欄の金額に⑯の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉒」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合</p> <p>(2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
9「付加価値額からの控除額⑨×③、⑭×③又は⑰×③ ⑳」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ⑰の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑭の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ⑨の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

第6号様式別表5の6の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和3年旧法」といいます。）附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り、）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額⑳」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（24））（注）に記載した4から10まで及び25から28までの各欄（連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（21））（注）に記載した4から10まで及び25から28までの各欄）に記載したところに準じて記載します。
（注） 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第39号）による改正前の法人税の明細書をいいます。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 に 第3号 掲げる事業	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「比較雇用者給与等支給額②」	⑦の欄の金額を記載します。	令和3年旧法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除は、①の欄の金額が②の欄の金額を超えることが必要です。
3 「前事業年度又は前連結事業年度④」	<p>前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和3年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載します。</p> <p>(2) 「<u>適用年度の月数</u> ⑥」の欄 ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ④」の欄 欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「(⑤+⑤の外書)」として計算します。</p>	

4 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付します。	
5 「⑯又は⑰×75%のうち小さい額⑱」及び「控除対象額⑲」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×㉓/㉕ ㉗」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉓の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉔/㉕ ㉗」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉔の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8 「控除対象額㉘」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「非課税事業等」といいます。）、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
9 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉙」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉚」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉛」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉛の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の途中において非課税事業等を開始した場合</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合</p>	
10「付加価値額からの控除額㉑」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉒の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉔の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ㉕の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	